

後期高齢者医療制度を利用されているかたへ 高額療養費制度が見直されました

市民課保険年金係 TEL 25-1135

後期高齢者医療広域連合 TEL 059-221-6883

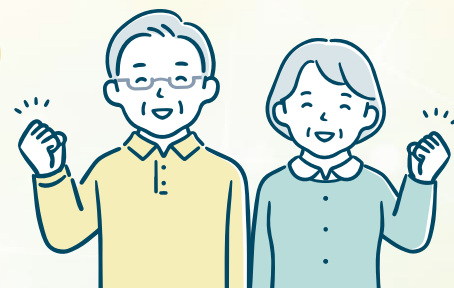
高額療養費制度は1か月に支払った医療費が一定額を超えたとき、その超えた分が払い戻される制度です。

今回の見直しでは月ごとの自己負担限度額の見直しに加え、新たに「年間上限」^(※1)が設けられました。また、長期療養者への配慮として、「多数回該当」^(※2)の金額は据え置きとなりました。

払い戻しの流れと期間

高額療養費に該当する場合、診療月の約2～3か月後に申請書が届きます。届いた申請書に必要な事項を記入し市民課保険年金係または各連絡所へ提出してください。

※2回目以降は自動で振り込まれます。初回のみ申請してください。



自己負担限度額一覧表 (令和8年8月1日から令和9年7月31日まで)

所得区分		世帯合算 (外来と入院)		年間上限額
		個人 (外来)		
現役並み所得者	Ⅲ	270,300 円 + (医療費 - 901,000 円) × 1% 【多数回該当 140,100 円】		1,680,000 円
	Ⅱ	179,100 円 + (医療費 - 597,000 円) × 1% 【多数回該当 93,000 円】		1,110,000 円
	Ⅰ	85,800 円 + (医療費 - 286,000 円) × 1% 【多数回該当 44,400 円】		530,000 円
一般	Ⅱ	22,000 円	【年間上限】 61,500 円	530,000 円
	Ⅰ		【多数回該当 44,400 円】	410,000 円
低所得	Ⅱ	11,000 円	【年間上限】 25,700 円 【多数回該当 24,600 円】	290,000 円
	Ⅰ	8,000 円	15,700 円	180,000 円

※1 年間上限とは8月から翌年7月までの1年間に、医療機関等で支払った医療費(月ごとの高額療養費支給分および外来年間合算支給分を除いた額)の合計が、上表の「年間上限額一覧表」の年間上限額を超えた場合は、その上限を超えて支払った医療費の払い戻しを受けることができません。

※2 直近12か月以内に3回以上、上限に達した場合は4回目から多数回該当となります。